\_\_\_\_\_\_

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース 2015/9/18 号 (No. 209)

\_\_\_\_\_\_

### 【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

ジェトロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利 (発明、実用新案、意匠)の個別事案、技術取引における法務/金融/契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ·北京天達共和法律事務所
- · 北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

#### <必要事項>

- ·相談者情報(勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail)
- 相談希望日時
- ・相談内容(相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください) ※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

### <申込先>

ジェトロ北京事務所知的財産権部

E-Mail: PCB-IP@jetro.go.jp

2. 2015 年度中小企業知的財産活動支援事業のお知らせ

ジェトロでは中小企業の模倣品対策サポートのため、2015年度中小企業知的財産活動支援事業の公募を開始いたしました。

今年度は、これまで実施してきた模倣品の調査および摘発への助成に加え、新たに防衛型侵害対策 にかかる費用を助成する事業を実施いたします。詳しくは、下記事業概要をご覧ください。

### 【事業概要】

#### (1) 模倣品対策支援事業

ジェトロが現地の調査機関に委託し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の2/3(上限額400万円)を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者(中小企業者の定義)、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不な点等ございましたらジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : http://www.jetro.go.jp/services/ip\_service/

申請受付期限: 2015 年 10 月 30 日 (金)

※17:00必着(期限内随時受付)

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

### <2014 年度実績>

2014 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。 (中国 10 件、米国 1 件)

### (2) 防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、その係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする企業に対し、当該係争にかかった費用の 2/3 (上限額 500 万円) を助成します。

助成対象となる係争とは、以下の場合を指します。

- ① 冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- ② 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- ③ 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業(所謂パテント・トロール)から権利侵害で訴えられてしまった場合。

同事業の助成条件や助成対象者(中小企業者の定義)、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不明な点等ございましたら、ジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : http://www.jetro.go.jp/services/ip\_service\_overseas

申請受付期限: 2015年10月30日(金)

※17:00必着 (期限内随時受付)

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

【上記2件の事業に関するお問い合わせは、以下担当者までお願い致します。】

ジェトロ知的財産課

担当:南澤、唐澤、佐藤、谷波、宮本

TEL: (03) 3582-5198 FAX: (03) 3585-7289

E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

## 【最新ニュース・クリッピング】

- 〇 法律·法規等
- 1. 浙江省人代で専利条例草案を審議、成果移転奨励(国家知識産権網 2015年8月13日)
- 2. 改正「広告法」が来月1日より施行、専利に関わる広告を規範化(中国知識産権資訊網 2015年8月14日)
- 3. 改正「専利行政法執行弁法」が施行、展示会・EC 分野の管理強化を要求(国家知識産権戦略網 2015 年 8 月 19 日)

### 〇 中央政府の動き

- 1. 財政部、知的財産権サービス業の発展特別資金を設置(国家知識産権網 2015年8月12日)
- 2. 発展改革委: 反独占の法執行活動で新たな成果獲得(中国知識産権資訊網 2015年8月19日)
- 3. 工業・情報化部、「国家知的財産権戦略行動計画」実施プランを発布(国家知識産権網 2015 年 8 月 14 日)
- 4. 国家知識産権局とマレーシア知的財産公社が協力協定を締結(中国知識産権資訊網 2015 年 8 月 26 日)
- 5. 李克強総理:ハイエンド製造業と 3D プリント技術の発展加速を促す(国家知識産権戦略網 2015 年 8 月 25 日)
- 6. 起業・イノベーションを推進する部門間共同会議制度を確立(国家知識産権網 2015年8月21日)

### 〇 地方政府の動き

- 1. 浙江省、「公証サービス知的財産権保護指導意見」を発布(国家知識産権網 2015年8月11日)
- 2. 上海市韓正書記、米国薬局方協会 CEO と会談、R&D 拠点発展支援を表明(上海市政府公式サイト 2015 年 8 月 7 日)
- 3. 福建、知財管理当局と税関が自貿区知財保護に関する協力体制確立(国家知識産権網 2015 年 8 月 7 日)
- 4. 深セン市、知的財産権活動推進策を発布、5分野17施策(国家知識産権戦略網 2015年8月18日)
- 5. 浙江、電子商取引分野の専利法執行活動で目覚ましい成果(国家知識産権戦略網 2015年8月13日)
- 6. 浙江省、電子商取引分野の知財保護に関するシンポジウムを開催(国家知識産権網 2015 年 8 月 19 日)

### 〇 司法関連の動き

- 1. 日本の特許管理会社 IP Bridge、中国 TCL 集団を特許権侵害で提訴(中国知識産権資訊網 2015年8月12日)
- 2. 北京知識産権法院、院長・法廷長による裁判担当体制が常態化(中国法院網 2015年8月21日)

### 〇 ニセモノ、権利侵害問題

- 1. 国家版権局、オンライン音楽の海賊版排除に本腰、220万曲削除(中国知識産権網 2015年8月12日)
- 2. 工商総局、「紅盾網剣」行動で違法情報およそ3万件削除(中国打撃侵権工作網 2015年8月18日)
- 3. 国家工商総局:上半期に知的財産権侵害事件2万1489件摘発(工商総局公式サイト 2015年8月27日)
- 4. 上海市工商局、自動車市場特別取締行動を年末まで実施(中国打撃侵権工作網 2015年8月21日)

#### 〇 統計関連

- 1. 上海、専利出願・登録件数の増加続く、上半期出願件数は 4 万 2416 件(国家知識産権網 2015 年 8 月 13 日)
- 2. 上半期の事業者結合届出が160件、前年同期比55%増(中国知識産権資訊網 2015年8月12日)
- 3. 1~6月、全国の専利行政法執行事件数が107.7%増(中国知識産権資訊網 2015年8月7日)
- 4. 知的財産権を有するハイテク製品輸出額が1兆8000億元、1~6月(中国知識産権資訊網 2015年8月19日)
- 5. 山東省、上半期の特許出願が2万7560件、37.8%増(国家知識産権網 2015年8月14日)
- 6. 商務部、上半期の知的財産権使用料の輸出額が64.5%増(国家知識産権戦略網 2015年8月24日)

#### ●ニュース本文

### 〇 法律・法規等

### ★★★1. 浙江省人代で専利条例草案を審議、成果移転奨励★★★

浙江省の第12期人民代表大会(人代)常務委員会が開いた第21回会議で、「浙江省専利条例」草案が審議された。草案には専利(特許、実用新案、意匠)の創造、運用、保護、サービス、管理及び専利保護のさらなる強化、専利成果の移転奨励などに関する内容が盛り込まれている。

現行の「浙江省専利保護条例」は 1998 年、省人代常務委により採択され、2005 年と 2011 年の 2 回にわたる改正がなされた。同条例の実施で、浙江省の専利事業は急速な発展を実現し、昨年の専利出願が 26 万 1000 件、登録が 18 万 8000 件にそれぞれ達している。

一方、権利侵害と専利詐称などが多発し、専利成果移転の奨励体制整備や創造運用レベルの向上が 待たれるなどの課題にも直面し、専利関連法規の改正が急務となっている。このため、浙江省人代常 務委は今年の立法計画に「専利保護条例」改正作業を加えた。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 13 日)

## ★★★2. 改正「広告法」が9月1日より施行、専利に関わる広告を規範化★★★

来月1日より施行される改正「中華人民共和国広告法」は、専利(特許、実用新案、意匠)商品や 専利方法関連の広告に関する規定を明確にした。

改正「広告法」第12条で、「専利商品または専利方法に関わる広告は、専利番号と専利種類を明記しなければならない。専利権を取得していないものは、広告の中で専利権取得を詐称してはならない。登録が認められていない専利出願、または終止、撤回、無効とされた専利を広告に使用してはならない」と定めている。

このほか、第59条の中で、第12条の違反行為について工商行政管理部門が是正を命じ、10万元以下の制裁金を科すとしている。また、第69条は、「他人の専利を詐称した広告の広告主、広告事業者、広告発布者は民事責任を担うこと」と規定している。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月14日)

## ★★★3. 改正「専利行政法執行弁法」が施行、展示会・EC 分野の管理強化を要求★★★

国家知識産権局が今年5月公表した「専利行政法執行弁法」は7月1日より施行された。改正「専利行政法執行弁法」は総則、専利(特許、実用新案、意匠)権侵害紛争の処理、専利権紛争の調停、専利詐称行為の調査・処罰、証拠収集、法律責任、附則の7章53条からなる。この中の第8条で、「専利活動の管理部門は展示会と電子商取引分野の行政法執行を強化」、展示会と電子商取引せるト

「専利活動の管理部門は展示会と電子商取引分野の行政法執行を強化し、展示会と電子商取引サイト 上の専利権侵害紛争を迅速に調停し、専利詐称行為を適時に取り締まること」と、展示会・EC分野の 法執行業務の強化を要求した。

また、第43条で展示会と電子商取引サイト上の専利権侵害行為の中止、処罰に関する規定、第46条で専利権侵害と専利権詐称に対する処罰決定の公開に関する規定をそれぞれ明確にした。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 8 月 19 日)

### 〇 中央政府の動き

#### ★★★1. 財政部、知的財産権サービス業の発展特別資金を設置★★★

中国財政部はこのほど、「中央財政サービス業発展特別資金管理弁法」を発布し、公共財政予算の中で、現代商品流通業の発展をサポートし、現代サービス業の公共サービスシステム整備を促進する特別資金を設置する方針を明らかにした。特別資金は主に、知的財産権サービス業を含めた現代サービス業の発展支援に用いられる。

また、同「管理弁法」は、財政部と商務、工商、科学技術、知的財産権などの管理当局が特別資金 を共同で管理すると定めている。各業務主管部門は具体的な活動方案、予算を提出する。特別資金の 使用、効果に対し、財政部と関連主管部門が共同で監視、検査を実施する。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 12 日)

#### ★★★2. 発展改革委: 反独占の法執行活動で新たな成果獲得★★★

2015年1~6月、全国の価格管理部門は、物価の総体的安定、公平競争の市場秩序の維持、企業・消費者の合法的権益の保護をめぐって、価格改革を積極的に推進し、事中・事後の管理を確実に強化し、物価監視管理と反独占活動で新たな成果を収めた。国家発展改革委員会が8月17日明らかにした。

反独占の法執行活動において、重大な価格独占事件を法に則って調査し、クアルコムやメルセデス・ベンツなどの多国籍企業に関わった複数の独占事件を処理した。一方、調停政策を強化し、ドル

ビー、HDMI と一部のテレビメーカーが標準規格必須特許について和解するよう働きかけた。このほか、発展改革委は行政独占の排除に取り組み、市場の公平な競争を妨害する政策、規定の廃止を積極的に進めてきた。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月19日)

### ★★★3. 工業・情報化部、「国家知的財産権戦略行動計画」実施プランを発布★★★

工業・情報化部はこのほど、「国家知的財産権戦略行動計画(2014~2020年)」実施プランを発表した。実施プランは4つの目標と6つの重点作業を提起している。

4 つの目標はそれぞれ、▽コア技術知的財産権の創造・備蓄能力の明確な増強、▽知的財産権協同運用能力の大幅な向上、▽各業界の知的財産権環境の明確な改善、▽各業界の知的財産権総合サービスシステムの整備——である。

重点作業として、同実施プランは▽コア技術知的財産権の創造、備蓄の強化▽重点産業における知的財産権協同運用の推進▽知的財産権管理の強化と市場主体の競争力向上▽各業界の知的財産権保護の強化▽各業界の知的財産サービス能力の強化▽知的財産権実務人材の育成——の6つを明らかにした。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 14 日)

### ★★★4. 国家知識産権局とマレーシア知的財産公社が協力協定を締結★★★

国家知識産権局の何志敏副局長はこのほど、マレーシア知的財産公社を訪問し、シャムシア長官と会談を行った。双方は「中華人民共和国とマレーシア知的財産公社知的財産権分野協力協定」を締結した。

両国の知的財産権管理当局が締結した初の枠組み協力協定である。双方は、知的財産権戦略や法律・政策の作成実施、知的財産権に関する重大な国際問題などの分野において、情報交流、知的財産 権出願審査、職員研修などで協力を実施することで合意した。

会談において、何副局長とシャムシア長官は両国の知的財産権制度、現状、主要協力事業などについて意見を交わし、知的財産権分野の交流、協力を一層強化する認識で一致した。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月26日)

### ★★★5. 李克強総理:ハイエンド製造業と3Dプリント技術の発展加速を促す★★★

国務院の李克強総理はこのほど国務院専門会議を主宰し、ハイエンド製造業と 3D プリントなどの新技術の発展を加速させることについて、専門家たちと議論を交わした。

会議に先立ち、李総理は 3D プリント技術を用いた製品などを見学し、中国工程院院士で、西南交通大学の教授でもある盧秉恒氏から、中国製造業の現状と世界の 3D プリントの主要技術などについて説明を聞き取り、専門家たちと交流を行った。

李総理はその後、「情報技術と製造技術の融合を特徴とした知的製造モデルは製造業に深刻な変革をもたらしつつある。3D プリント技術は製造業の代表的・画期的な技術であり、製造から付加製造への重大な転換を実現し、伝統的製造業の理念とモデルを変えることから重要な価値がある」と指摘し、「中国の製造業の水準を高めるためには、伝統製造業の改善を推し進めると同時に、世界の産業技術発展の最新動向に焦点を絞り、3D プリント、先端デジタル制御工作機械、産業用ロボットなどの新技術と新設備の活用・製造を速めなければならない」と強調した。

会議には国務院副総理の張高麗氏、劉延東氏、汪洋氏、馬凱氏のほか、国務院各部門や中央企業、 金融機関などの主要責任者も出席した。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 8 月 25 日)

# ★★★6. 起業・イノベーションを推進する部門間共同会議制度を確立★★★

国務院弁公庁はこのほど通達を出し、国家発展改革委員会がリーダーを務め、国家知識産権局などが加盟する「大衆創業・万衆創新推進部門間共同会議」の設立を認めた。国の「大衆創業、万衆創新」(大衆の起業、万人のイノベーション)戦略を推進するために、国務院が6月に発布した「大衆創業・万人創新の更なる推進の若干政策措置に関する意見」(以下「意見」と略す)の徹底に向け、関連部門間の協調強化を目指す。

共同会議は、▽「意見」の実施において直面する重大課題の研究、▽実施活動への指導、監視、評価、▽関連地方、部門、企業間の情報交流と相互協力の促進——などを主要業務とする。毎年 1~2 回全体会合を開く。加盟部門はそれぞれの職責に基づき、「意見」の定めた任務と共同会議の決定事項を実施し、「大衆創業・万衆創新」に関する政策を研究、作成する。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 21 日)

#### 〇 地方政府の動き

### ★★★1. 浙江省、「公証サービス知的財産権保護指導意見」を発布★★★

浙江省知識産権局と省司法庁はこのほど、公証サービスによる知的財産権保護支援に関する国内初の「公証サービス知的財産権保護指導意見」を発布した。公証サービスと知的財産権保護活動の連携メカニズムを整備することで、知的財産権に関するイノベーション、創造、運用、保護に相応しい環境作りと、企業の競争力、持続的発展、経済モデルの転換・グレードアップを促進する。

「指導意見」は、イノベーション成果の保護における公証の役割を強調し、▽専利(特許、実用新案、意匠)技術の実施と関連製品の産業化を公証サービスで後押しし、▽専利権に係る担保融資、評価に関する公証業務のあり方を模索し、▽海外での知的財産権保護に関する公証業務を強化するよう求めている。

(出典:浙江省知識産権局公式サイト 2015 年 8 月 11 日)

★★★2. 上海市韓正書記、米国薬局方協会 CEO と会談、R&D 拠点発展支援を表明★★★ 8月6日午前、韓正・中国共産党上海市委員会書記が米国薬局方協会(USPC)最高経営責任者(CEO) Ronald T. Piervincenzi氏率いる代表団と会談した。

USPC は現在、中国の関連機関と提携し、漢方薬の標準作成を共同で進めている。韓正書記は、USPC による上海自由貿易試験区入居について、各分野の業務を一層拡大し、今後の発展、協力をより利便 化させるだろうと指摘した上で、USPC を含む各国の研究開発 (R&D) 拠点、企業の上海での発展を全力で支援し、各方面が上海市のイノベーション中心地建設事業に参与できる優れた環境構築に取り組む方針を説明した。

Ronald T. Piervincenzi氏は、上海市の貿易利便化施策を評価し、食品卓越性グローバルセンターを上海に設立することをきっかけに、双方協力を一層深めていきたいと語った。

(出典:上海市政府公式サイト 2015年8月7日)

#### ★★★3. 福建、知財管理当局と税関が自貿区知財保護に関する協力体制確立★★★

福建省の専利(特許、実用新案、意匠)、商標、著作権の行政管理部門と税関は、福建省自由貿易 試験区(自貿区)の知的財産権保護を強化し、行政法執行と税関保護の協調性、利便性を高め、自貿 区における良好な知的財産権保護環境を構築することを狙い、自貿区の知的財産権保護に関する制度 整備や法執行情報共有、法執行活動の相互支援などの分野において協力を展開する体制を確立した。

協力体制の各加盟機関は、定期的に会合を開催し、知的財産権事件に関する情報交流、協議を行い、権利侵害、違反行為などの情報を共有する。また、▽専利や商標、著作権管理当局が技術、人材面の優位性を生かして、税関の知的財産権摘発業務を支援し、▽自貿区で起こった知的財産権関連事件の摘発で各加盟機関が協力を強化する——ことで合意に達した。

(出典:福建省知識産権局公式サイト 2015 年 8 月 7 日)

## ★★★4. 深セン市、知的財産権活動推進策を発布、5分野 17施策★★★

深セン市の市場と品質監督管理委員会はこのほど、国の「体制改革深化、イノベーション駆動発展 戦略実施加速に関する若干意見」の徹底を目指す推進策を作成し発布した。▽知的財産権保護強化、 ▽知的財産権と金融の結合、▽イノベーション効率、効果向上を促す知的財産権制度の整備、▽知的 財産権サービスシステムの改善、▽知的財産権と標準戦略の融合——といった 5 分野の 17 施策を打ち 出した。

深セン市は、国が指定した知的財産権モデル都市の一つである。ここ数年の研究開発費は世界先進水準に達しており、PCT 国際特許出願や人口 1万人あたりの特許保有件数などの指標は国内トップレベルにある。今回発表された推進策は、知的財産権の保護、運用、サービスなどに関する明確な目標を定めたもので、「知的財産権の優位性を狙う深セン市にとって重要な意義がある」と関係者が指摘した。

(出典:国家知識産権戦略網2015年8月18日)

## ★★★5. 浙江、電子商取引分野の専利法執行活動で目覚ましい成果★★★

浙江省知識産権局は、4月下旬から7月末にかけて電子商取引分野の専利(特許、実用新案、意匠) 行政法執行特別行動を実施し、目覚ましい成果を上げた。

同局は特別行動において、電子商取引大手のアリババなどと提携し、電子商取引に関する各種類の 専利権侵害行為の摘発に注力してきた。特別行動実施期間を含めて、今年上半期に浙江省の知的財産 権管理当局は電子商取引分野の権利侵害紛争 1500 件余りを摘発、調停した。この中で、特別行動にお いて 625 件を摘発、調停し、権利侵害行為が判明された 480 のネット店舗を閉鎖させた。

また、省知識産権局は杭州市知識産権局の法執行グループと知的財産権保護支援センターの職員を アリババなどの電子商取引企業に派遣し、企業が「浙江省電子商取引分野専利保護活動指導意見」に 基づいてインターネット上の専利権侵害紛争に対応するよう指導した。

(出典: 国家知識産権戦略網 2015 年 8 月 13 日)

#### ★★★6. 浙江省、電子商取引分野の知財保護に関するシンポジウムを開催★★★

浙江省知識産権局は、電子商取引分野の専利(特許、実用新案、意匠)保護を強化し、浙江省の電子商取引産業の発展を促すことを狙い、義烏市で電子商取引分野の知的財産権保護に関するシンポジウムを開催した。各市知識産権局と義烏市市場監督管理局からの100名以上の職員が参加した。

シンポジウムで年初から現在までの知的財産権管理活動を総括し、電子商取引分野における知的財産権保護の新課題について意見交流を行った。省知識産権局の責任者が浙江省専利条例の改正作業と電子商取引分野の専利保護活動を説明した。国家知識産権局と省高級人民法院(高裁)の専門家はシンポジウムにおいて、知的財産権法執行、保護に関する国の政策と、専利関連民事紛争の調停・訴訟業務を紹介した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 19 日)

#### 〇 司法関連の動き

### ★★★1. 日本の特許管理会社 IP Bridge、中国 TCL 集団を特許権侵害で提訴★★★

日本の特許管理会社 IP Bridge はこのほど、米デラウェア州連邦地方裁判所に対し、中国の家電メーカー、TCL 集団傘下のスマホ事業会社に特許を侵害されたとして、侵害行為の差し止め命令と損害賠償を求めて提訴した。

IP Bridge が主張する特許は、高速通信規格「LTE」向けの無線通信や音声圧縮技術などの3件。訴状によると、提訴した対象は、TCL 集団傘下でスマホ事業を展開する中国と香港、米国の事業会社3社。

IP Bridge の主張によると、訴訟に関わる3件の特許はいずれも同通信規格を使うスマホに不可欠な標準必須特許である。しかし、TCL はライセンスを取得しておらず、交渉を求める IP Bridge の連絡にも応じなかったという。

TCL 集団は現在、主力の液晶テレビに代わって、「ALCATEL ONE TOUCH」ブランドを使って、海外で携帯電話で攻勢をかけている。一方、IP Bridge は日本政府系ファンドの産業革新機構の出資により設立された特許管理会社である。現在は主に、日本企業から特許を譲り受け、日本企業の知的財産権を有効に活用することを目指して事業を強化している。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月12日)

### ★★★2. 北京知識産権法院、院長・法廷長による裁判担当体制が常態化★★★

北京知識産権法院は設立して以来、裁判権運用メカニズム改革の深化に注力し、院長と法廷長が裁判長を担当する裁判体制の常態化、効率化を推進してきた。今年 1~7 月、宿遅院長と副院長 2 名は各種類訴訟 121 件を審理し、46 件を結審した。4 つの業務法廷の法廷長は 300 件を審理し、165 件を審理した。院長・法廷長が裁判長を担当した事件数は全体の 10.67%を占める。

北京知識産権法院は、今年の重点活動として院長・法廷長による裁判担当体制の明確化を推進してきた。重大・難問・複雑・新型の事件または指導的意義のある事件において、院長や副院長、法廷長が裁判長を担って審理を行うようにし、さらに審理件数に関する要求も明確に定めている。

(出典:中国法院網 2015 年 8 月 21 日)

#### 〇 ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 国家版権局、オンライン音楽の海賊版排除に本腰、220 万曲削除★★★

先月、国家版権局は、ネットに氾濫する海賊版音楽配信サービスを取り締まるため、7月31日までに無許諾のコンテンツをサイトから削除するよう、ストリーミング・メディア・プロバイダー各社に期限を設けた。その結果、約220万曲の楽曲がサイトから削除された。8月3日、国家版権局が発表した。

発表によると、220万曲のうち、百度(バイドゥ)から 64万曲、騰訊控股(テンセント)の QQ から 2万 3700 曲、アリババ(Alibaba)の Xiami と TTPod から 2万 6000 曲がそれぞれ削除された。

国家版権局は7月末までに、オンラインサービス上にある無許諾の楽曲を削除するようプロバイダー各社に要請し、各社がそれに応えた模様。国家版権局は発表にて、「内部調査と改正を行う間、オンライン音楽プロバイダー各社は絶えず業界の自制力を強化してきた」と述べている。版権局は、今後も引き続き無許諾の音楽配信業者を取締りの対象とし、犯罪の疑いがある場合は、法に従い司法機関に移送して刑事責任を追及するとしている。

(出典:中国知識産権 2015年8月12日)

### ★★★2. 工商総局、「紅盾網剣」行動で違法情報およそ3万件削除★★★

全国の工商局、市場管理部門は「2015 紅盾網剣」特別行動で段階的な成果を収めている。8 月 18 日、国家工商行政管理総局が公表したデータによると、全国で 24 万 6136 のウェブサイトを検査し、6153 の経営者について実地調査を行い、532 のウェブサイトに是正を命じ、21 のウェブサイトを閉鎖させたほか、違法商品情報 2 万 8999 件を削除した。

工商総局は今年6月、ネット通販の規範化と健全的発展を促す「紅盾網剣」特別行動を今年7月から11月までに実施することを決定した。電子製品や自動車部品、アパレル、児童用品、農業資材などで際立った問題を解決し、特に模倣品のネット通販に重点を置いて違法行為を摘発することとしている。

次の段階の活動について、工商総局・網監司は、インターネット上の監視活動協力体制を構築し、 各地方の監視管理活動への指導を強化し、「紅盾網剣」特別行動でさらなる成果を上げるよう取り組 む方針を明らかにした。

(出典:中国打撃侵権工作網 2015 年 8 月 18 日)

### ★★★3. 国家工商総局:上半期に知的財産権侵害事件2万1489件摘発★★★

8月25日、国家工商行政管理総局の知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループは第6回全体会議を開いた。会議で発表したデータによると、今年1~6月、全国の工商行政管理機関は知的財産権侵害・模倣品製造販売に関する違法事件2万3900件について立件し、2万1489件の調査、処理を終了した。これらの事件に関わった金額は3億8000万元に上る。この中の126件は犯罪の疑いがあるとして司法機関に移送された。知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発活動が確実に進捗していることがわかった。

各地の工商機関はまた、237の模倣品製造拠点を摘発し、7706件の行政処罰情報を公開した。このほか、工商総局はインターネット上の模倣品・権利侵害摘発、地理的表示に関する商標専用権保護などを含む一連の特別行動を実施し、目覚ましい成果を上げている。

(出典:工商総局公式サイト 2015年8月27日)

### ★★★4. 上海市工商局、自動車市場特別取締行動を年末まで実施★★★

国家工商行政管理総局が発した「自動車市場特別取締行動の実施に関する通達」に基づき、上海市 工商局は、自動車市場を対象に、登録商標専用権侵害などの違法経営行為を取り締まる特別行動を年 末まで実施することを決定した。

消費者権益侵害、虚偽・誤解的な宣伝、商業賄賂行為、登録商標専有権侵害、契約標準条項違法などを重点的に調査、処罰するほか、企業の自律を奨励し、仕入帳・売上帳管理、情報公開、消費者保護承諾などの制度を導入するよう働きかける。また、処罰を受けた企業が積極的に改善、是正を行うよう促すための再査察も実施する。

(出典:中国打撃侵権工作網 2015年8月21日)

### 〇 統計関連

# ★★★1. 上海、専利出願・登録件数の増加続く、上半期出願件数は4万2416件★★★

1~6月、上海市の専利(特許、実用新案、意匠)出願件数は前年同期比 11.9%増の 4万 2416 件に達した。登録件数は 2万 6557件、同 12.2%増加した。特許出願件数は 8.7%増の 1万 9675件、特許登録件数は 45.6%増の 7934件であった。

企業による特許出願件数は 1 万 2160 件、全体の 61.8%を占め、特許登録件数は 4931 件、全体の 62.1%を占めた。PCT 国際特許出願は 479 件、昨年上半期より 4.1%増加した。

上海市の有効特許は6月末時点、6万2629件に達し、前年同期比19.9%増加し、人口1万人あたりの特許保有件数は25.9件となり、4件増加した。

(出典: 国家知識産権網 2015 年 8 月 13 日)

## ★★★2. 上半期の事業者結合届出が 160 件、前年同期比 55%増★★★

中国商務部が公表したデータによると、今年 1~6 月、商務部に提出された事業者結合の届出件数が 160 件で、前年同期に比べて 55%増加した。立件件数が 169 件、同 46%増、既済件数が 156 件、同 33%増となっている。

業界別に見れば、審査が終了した案件の中で、製造業の比例が57%、最も多かった。主に自動車とその部品、船舶、機械製造、電気設備などの分野が含まれる。金融、通信、農業、交通運輸業のM&A

案件は明らかに増加し、活気を見せている。一方、電力、ガス燃料、卸売・小売など業界の M&A 件数のシェアは前年同期よりやや下落した。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月12日)

## ★★★3. 1~6月、全国の専利行政法執行事件数が107.7%増★★★

今年1~6月、全国の専利(特許、実用新案、意匠)行政法執行事件は1万190件に達し、前年同期比107.7%増加した。内訳は専利紛争事件が同167.6%増の5437件、専利詐称事件が同65.4%増の4753件となっている。国家知識産権局が先日公表したデータでわかった。

前年に比べて専利行政法執行事件の構成に大きな変化が見られる。昨年の専利紛争と専利詐称の事件数比は 0.51:1 であったが、今年上半期は 1.14:1 になっている。難易度の高い紛争事件の数が初めて詐称事件を上回り、知的財産権管理当局の業務能力の向上がうかがえた。

各地方の専利行政法執行活動も強化されている。今年上半期、21 省(自治区、直轄市)の行政法執行件数が前年同期より増加した。この中の12 省(自治区、直轄市)の増加率が100%を超え、浙江、広東、江蘇、山東、重慶の専利紛争事件数が100件以上に達した。地域別に見れば、華東地区の行政法執行件数が全体の57.8%の5892件で最も多く、2位華南地区が1140件、3位華中地区が1100件であった。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月7日)

### ★★★4. 知的財産権を有するハイテク製品輸出額が1兆8000億元、1~6月★★★

今年 1~6 月、知的財産権が主導するハイテク産業と戦略的新興産業は質が改善するとともに成長が加速した。自主的知的財産権を有するハイテク製品の輸出額が 1 兆 8000 億元に達し、前年同期より 0.7%増加した。8 月 17 日、国家発展改革委員会が明らかにした。

同委員会関係者によると、今年上半期、規模以上(国有企業または年商 500 万人民元以上の非国有企業) ハイテク製造業の付加価値は前年同期比 10.5%増加し、規模以上工業全体の伸び幅を 4.2 ポイント上回った。この中で、イノベーションが最も活躍な航空宇宙、通信設備、バイオ製薬、集積回路などの産業は急成長を続けるとともに、産業構造が改善しつつあることが、利益増加を強力に後押ししている。規模以上ハイテク製造業の利益が前年同期より 16.8%増加し、戦略的新興産業の主要 27 業界の利益が同 20%増加し、工業全体の伸び率を遥かに上回っている。

(出典:中国知識産権資訊網 2015年8月19日)

### ★★★5. 山東省、上半期の特許出願が2万7560件、37.8%増★★★

国家知識産権局が発表したデータによると、山東省の上半期(1~6月)の特許出願と登録件数はいずれも急成長を実現した。特許出願件数が2万7560件、前年同期比37.8%増加し、特許登録件数が7306件、同44.3%増加した。6月末時点の有効特許が同27.6%増の4万322件で、人口1万人あたりの特許保有件数が昨年末の3.59件より27.2%増えた4.14件に達し、初めて4件を突破した。

特許の質も明らかに改善している。上半期の特許出願の中で、企業による出願が 47.5%を占め、前年同期より 36.6%増の 1万3078件であった。職務発明は 1万7875件、35.5%増加し、特許出願全体の 64.9%を占める。また、特許登録件数の 76.1%は職務発明で、前年同期より 54.9%増の 5557件に達している。企業による特許登録は 3729件、前年同期より 53%増加した。

(出典: 国家知識産権網 2015年8月14日)

### ★★★6. 商務部、上半期の知的財産権使用料の輸出額が64.5%増★★★

今年 1~6 月、中国の役務輸出、輸入はいずれも 2 桁成長を続けた。役務輸出が前年同期比 10.9%増の 1121 億ドル、役務輸出が同 14.6%増の 2067 億ドル。この中で、知的財産権使用料の輸出額は 64.5%と大幅に増加した。商務部が 8 月 19 日開いた記者会見でわかった。

上半期の役務輸出入は安定的且つ比較的速く伸びている。輸出入総額は3188億ドル、前年同期比13.3%増加し、2四半期連続で10%以上の伸び率を維持している。

高付加価値役務の輸出は加速している。1~6月、電信・コンピューター・情報サービスの輸出が22.7%増、広告サービスが同22.7%増、知的財産権使用料が同64.5%増、文化・娯楽が同58.6%増となっている。このほか、輸出入総額が貿易全体に占める比率は14.5%に達し、前年同期比0.6ポイント上昇した。

(出典:国家知識産権戦略網 2015年8月24日)

\_\_\_\_\_

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、 弊部ホームページにアクセスして下さい。

http://www.jetro-pkip.org/

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

発行: JETRO 北京事務所知的財産権部

\_\_\_\_\_\_\_

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved